

## 成果の取り扱い細則

YUVEC 並びに研究会参加者は報告書等成果物を「まだ出来る人」研究会運用ルール第 6 条（成果の取扱い）に従って扱うものとし、その細則を下記のとおり定める。また、講演者からの提供資料についても下記のとおり取扱うものとする。

- 1) 報告書等成果物をホームページに掲載しないものとする。  
ただし、ホームページに利用者制限機能が付加され、関係者の利益が保護される場合は別途掲載を検討する。
- 2) 成果物の配布はハードコピーか PDF を以って行い、配布先は以下の通りとする。
  - (1) MDH 研究会の会員。
  - (2) MDH 研究会の研究者メンバー。原則、当日の参加者とする。  
ただし、欠席回について、希望があればその分も可とする。
  - (3) 研究会に入会可能性のある企業、及び研究会に参加可能性のある研究者。ただし、成果物の一部を参考例として渡す場合に限るものとする。
- 3) 講演者から提供された資料の著作権は基本的に講演者が持つものとし、そのコピーの配布は以下の通りとする。
  - (1) 研究会当日の研究会参加者（会員、研究者など）にハードコピーで配布。
  - (2) 当日欠席の MDH 研究会の会員にはハードコピーか PDF で配布。
  - (3) ただし、講演者の許諾があった場合には、許諾があった方法での配布を可能とする。

以上